## 条

埼 玉 建 築基 準 法施 行 条 例  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を改 正 す る条 例 をここに 公布 す る

<sup>令和六年三月二十九日</sup>

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県条例第二十四号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

を次  $\mathcal{O}$ ように 玉 県建築基準法 改正す 施 行 条 例 昭和三十五 年 埼 玉 県 条 例 第三十 七  $\mathcal{O}$ 部

項に 住宅 は 「当該 第五十 項各号に 老人 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 共 建 及び ホ 用 築 六 各号を加え 掲げ  $\mathcal{O}$ 条 第三号に  $\Delta$ 物 廊  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下又は階 住 福 祉 七第二 る建 宅 る。 築物 お ホ  $\mathcal{O}$ 項 11 下に 段  $\mathcal{O}$ 中 T  $\Delta$ 部  $\mathcal{O}$ そ 分を除 老 用に 万及  $\mathcal{O}$ ŧ 人 他  $\mathcal{O}$ 供 Ţ ホ \_  $\mathcal{O}$ いする」 老 れ 住  $\Delta$ 宅 人 6 ホ 以 等 に  $\mathcal{O}$ を 類 用 下 「次に と 途 す  $\Delta$ 等  $\mathcal{O}$ に V る う。 項に 供 ŧ · 掲 げ を  $\mathcal{O}$ す 加え、 お る (以下こ る建築 部  $\mathcal{O}$ 1 用 て同 分 途 同 物 ľ 条  $\mathcal{O}$ を 項 並  $\mathcal{O}$ 第 供 兀 す Ł 項 び  $\mathcal{O}$ 改 中 に 部 に  $\mathcal{O}$ 改  $\Diamond$ 分 第 住  $\otimes$ 宅 共 兀 (第 同 項 又

- 令 第百三十五 条  $\mathcal{O}$ 十六 に 規定する昇 降 機  $\mathcal{O}$ 昇 降 路  $\mathcal{O}$ 部 分
- 同 住 宅又 は 老 人 ホ  $\Delta$ 等 0 共 用  $\mathcal{O}$ 廊下 文は 階 段  $\mathcal{O}$ 用に 供する
- る。 建 湯 11 築設 Ł 設 住 宅  $\mathcal{O}$ で、 とし そ 又 を設 は  $\mathcal{O}$ 老 知 7 他 置 人 事 同  $\mathcal{O}$ す 法 ホ が 号 っるため に規 交通 第五十二条第六項第三号に規定  $\Delta$ 等 Ę 定す に  $\mathcal{O}$ 設け 安全上、 る国 ŧ  $\mathcal{O}$ る機械 土 で 一交通省 あ 防 2 室その て、 火 上及 令 で 市 他これ び 定 街 衛 8 地 たす 生 る  $\mathcal{O}$ に 上支障 基 環境を害する る 類する建築物 準 国土交通省令で定め に 適 が 合す な VI と認 るも おそ の部 れ  $\mathcal{O}$ が に 限 な

第五十六条の七第六項に次の一号を加える。

壁に 玉 る ル 土 で ギ 建 一交通 築物 関 律 する 造 消 伞 Ŀ 費性 省  $\mathcal{O}$ 成二十 P 令 工 エ 能 事 ネ で定 む そ を ル を  $\Diamond$ 得  $\mathcal{O}$ 七 ギ V う。 年法 他 る な 消 t 11  $\mathcal{O}$ 律 費性 ŧ 屋 次 条第  $\mathcal{O}$ 外 第 12 五 能 لح 十三号) 四項に 面 L **(**建 す て 築物 法 る 第五 建 お 築物 第二条第一  $\mathcal{O}$ 11 て 工 十二条第 ネル  $\mathcal{O}$ 同 ľ 部 分 ギ 項 +に 第二 兀 関  $\mathcal{O}$ 消 向 項 す 費 号 第三号に る 上 性 工  $\mathcal{O}$ に 能 事 た 規  $\mathcal{O}$ を行  $\otimes$ 定 向 す 規 必 上 定 う建 要な る に す 工 関 ネ す

率 五. 六 第 三項  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 条 次  $\mathcal{O}$ 第 12 見 兀 次 項 出 L  $\mathcal{O}$ 中 並 前 項 び 三項」 を に !同条第 加 える。 を 前 項 及 各 項」 び 第二項 に 改  $\otimes$ 中 建 同 項  $\sim$ を い 率 同 条 第 を 五. 項 建 蔽

4 物  $\mathcal{O}$ 工 ネ ル ギ 消 費 性 能  $\mathcal{O}$ 向 上  $\mathcal{O}$ た め 必要な 外 壁に 関 す る工事そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 

屋外に 知事 限度を超えるものとすることができる。 前三項の規定にかかわらず、 が て法第五十三条第五項第四号に規定する国土交通省令で定め 安全上、防火上及び衛生上支障が 面する建築物の 部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ない その許可の ない 範囲内において、 と認めて許可 したも これらの規定による  $\mathcal{O}$ の建蔽率は、 るもので、

第五十六条の八に次の一項を加える。

6 する。 第五十六条の五第二項の規定は、 第 四 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる許可をする場合に 準用

第二条 埼 玉 県 建築基準 法施 行 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改 正する

第十八条中 「主要構造部 を 「特定主要構造 部 に、 「耐火構造又は」 を「耐

火構造でない、 又は当該部 分  $\mathcal{O}$ 主要構造部 が 12 改 いめる。

「主要構造部」を「特定主要構造部」

に改

め、

火構造又は

第三十二条中

 $\mathcal{O}$ 下に 「主要構 造部を」を加え える。

のエネ

ル

ギ

消

費性能

 $\mathcal{O}$ 

向

上に関

する

第五十六条の七第六項第四号中「建築物

法

を「建築物の

エネル

ギー

消費性能の

向上等に関する法律」

に

改める。

日 から施行する。  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 条例は、 公布  $\mathcal{O}$ 日 カュ ら施行す る。 ただ 第二条の規定は、 令和六年四 月